

飼料添加物「リン酸タイロシン」の指定取消しについて

○耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、人や動物の治療を困難にします。

○薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のために飼料に混ぜて与える飼料添加物として、使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

○リスク管理措置

飼料添加物としての抗菌剤については、できるだけ限定的に使用するとともに、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものは使わないとされ、タイロシンの飼料添加物としての指定を取消し、使用が禁止されます(平成31年5月1日予定)。

また、タイロシンの使用を禁止した時に農家段階でタイロシン添加飼料が残らないよう、販売店や農家での在庫を使い切るように、飼料工場での製造を中止することを要請しました。

タイロシンの使用禁止後、タイロシンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。



安全な畜産物を生産するために、飼料及び飼料添加物を正しく使用しましょう。

農薬残留や異物の混入、かびの発生に注意して飼料を購入・給与しましょう。

飼料の使用記録を付けて、適切な飼養管理を行っている証拠を残しましょう。

家畜の病気等に関するお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018